

○輪之内町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成10年3月20日

条例第4号

改正 平成12年3月22日条例第30号

平成17年9月30日条例第25号

平成18年3月28日条例第7号

平成18年8月30日条例第24号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 デイサービスセンター(第3条—第8条)

第3章 在宅介護支援センター(第9条—第15条)

第4章 保健センター(第16条—第18条)

第5章 雑則(第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民等に保健と福祉の総合的なサービスを提供するため、その中核として保健福祉センターを設置し、町民等の健康増進と豊かな老後に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 輪之内町保健福祉センターは、デイサービスセンター、在宅介護支援センター及び保健センターをもって構成する。

第2章 デイサービスセンター

(設置)

第3条 在宅の虚弱高齢者等をデイサービス施設に通所させて各種のサービスを行い、当該高齢者等の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、デイサービスセンター(以下この章において「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第4条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 輪之内町デイサービスセンター

位置 輪之内町四郷2537番地の1

(利用者)

第5条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 輪之内町内に住所を有するおおむね65歳以上の要援護高齢者(65歳未満であって初老期認知症に該当する者を含む。)及び身体障害者であって身体が虚弱又はねたきり等のために日常生活を営むのに支障がある者

(2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に適当と認めた者

(指定管理者の指定)

第6条 町長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項の指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の別に定める書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる選定基準に照らし、センターの設置の目的を最も有効的に達成することができるものと認められるものを指定管理者として選定しなければならない。

(1) 前項の規定により提出された事業計画書の内容が利用者に対する最適なサービスの確保に資するものであること。

(2) 前項の規定により提出された事業計画書の内容に則し、次条第1項に規定する業務を安定的に実施する能力があること。

3 町長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの業務として町長が定める事業に対する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) デイサービス事業として町長が定める事業に対する業務

(4) 前各号に掲げる業務のほか、センターの設置目的を達成するため町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、業務を行うに当たり、この条例、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

(守秘義務)

第9条 指定管理者若しくは前条第1項に規定する業務に従事する者又はこれらの者であったものは、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理に関する業務以外に使用してはならない。

(利用料)

第10条 センターの利用料については、町長又は管理受託者が定めるものとする。ただし、管理受託者が定める場合にあつては、町長の承認を受けなければならない。

### 第3章 在宅介護支援センター

(設置)

第11条 在宅の要援護高齢者の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、在宅の要援護高齢者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが、総合的に受けられるように関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要援護高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、在宅介護支援センター(以下この章において「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第12条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 輪之内町在宅介護支援センター

位置 輪之内町四郷2537番地の1

(利用者)

第13条 センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 輪之内町内に居住するおおむね65歳以上の要援護高齢者又はこれらの者を抱える家族等

(2) 前号に掲げる者のほか、町長が特に適当と認めた者

(利用料)

第14条 センターの利用料は、無料とする。

(管理)

第15条 センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 保健センター

(設置)

第16条 町民の健康増進を図り、生活環境に即応した総合的な保健指導、健康相談及び疾病の予防業務を行うため、保健センター(以下この章において「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第17条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 輪之内町保健センター

位置 輪之内町四郷2537番地の1

(職員)

第18条 センターに所長その他必要な職員を置く。

#### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の輪之内町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により管理を委託している輪之内町デイサービスセンター及び第11条の規定により管理を委託している輪之内町在宅介護支援センターの管理については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をする日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成18年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第24号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年9月2日から適用する。